

東京国際文化芸術祭実行委員会協賛要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、東京国際文化芸術祭実行委員会（以下「委員会」という。）が実施する事業（以下「本事業」という。）の趣旨に賛同する企業、団体等（以下「企業等」という。）からの協賛の募集及び契約の手續等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要綱における、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協賛 企業、団体等が本事業の趣旨に賛同し、委員会に対して、本事業の準備・運営に要する金銭、役務及び物品を提供することをいう。
- (2) 協賛企業 協賛に係る契約を締結した企業等のことをいう。
- (3) 協賛金等 協賛企業が提供する金銭及び協賛企業が提供又は貸与する物品等のことをいう。
- (4) 協賛金額 協賛企業が提供する金銭の額及び協賛企業が提供又は貸与する物品等の評価額の合計額をいい、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(協賛受入れの条件等)

第3条 委員会は、企業等から協賛の申込みを受けた場合、協賛の内容が、本事業の趣旨に沿い、かつ、本事業の準備・運営に資するものであること及び協賛受入れの対象となる企業等が以下の各号のいずれにも該当しないことを判断のうえ、契約手續に着手するものとする。

- (1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。
- (2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であること。
- (3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。
- (5) 本事業の信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。

(契約手續等)

第4条 協賛に係る契約締結及び協賛金等の受入れは、原則として以下の手順により行うものとする。

- (1) 協賛を行う意思のある企業等は、別記様式第1号による協賛申込書（以下「申込書」

という。)を委員会に提出する。

- (2) 協賛を行う意思のある企業等は、申込書に併せて、前条各号に該当しないことを示すため、別記様式第2号による誓約書を、委員会宛てに提出する。
- (3) 前1号及び2号の提出を受け、受入れの適否を東京国際芸術祭実行委員会事務局（以下「事務局」という。）において確認する。
- (4) 前3号において適正と判断した場合は、申込みを行った企業等と契約を締結する。
- (5) 前3号において適正でないと判断した場合は、申込みを行った企業等にその旨を通知する。
- (6) 協賛金等を受領した場合には、別に定める受領証又は借受証を協賛企業に対して交付する。
- (7) 貸与された物品等を返却する際は、協賛企業は、借受証の返却又は返却したことを証する書面を委員会に提出する。

(金銭の額及び支払期限等)

第5条 協賛企業が提供する金銭の額及び支払期限等については、個別の契約により定める。

(物品等の評価額及び納入日等)

第6条 協賛企業が提供及び貸与する物品等の評価額及び納入日等については、個別の契約により定める。

(ロゴ等の使用及び協賛企業の広告掲出等)

第7条 協賛企業が使用可能なロゴ等及び委員会が実施する協賛企業の広告掲出等の協賛権利については別に定める。

(協賛金等の使途)

第8条 委員会は、受領した全ての金銭を本事業の準備・運営に係る経費に充てる。

2 委員会は、受領した物品等を本事業の準備・運営に活用する。

(適用除外)

第9条 第4条第1項第4号に基づく契約は、東京国際芸術祭実行委員会財務規程第15条第1項第4号に定める契約とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 24 日から施行する。

協賛申込書

令和 年 月 日

東京国際文化芸術実行委員会 御中

住所又は所在地
名 称
代表者 (役職・氏名)

東京国際文化芸術祭実行委員会が実施する事業の趣旨に賛同し、準備・運営に資するため、協賛について下記のとおり申し込みます。

記

対象事業	
協賛金額	円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳

資金	金額	円
物品等	金額	円
	内訳	別紙のとおり
備 考		

[連絡担当者]

部署・役職名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

以上

誓約書

東京国際文化芸術祭実行委員会 御中

住所又は所在地
名 称
代表者（役職・氏名）

下記のとおり東京国際文化芸術祭実行委員会協賛要綱第 4 条（1）から（5）までに該当する事項について、以下のとおり誓約します。

記

1	特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対するものではありません。	
2	暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）ではありません。	
3	たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等ではありません。	
4	本事業への協賛は公の秩序又は善良な風俗を乱す目的はありません。	
5	東京国際芸術祭の信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあるものではありません。	

※ 内容を確認し、条件を満たした場合、各項目に「○」をつけてください。

以上